

## 岡崎市感染症予防計画（概要版）

### 基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての市民が安心して暮らすことができる社会を実現。

### 策定の背景

令和元年に発生した新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、順次施行されることとなった。

この法改正により、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。

これらを踏まえ、基本指針及び愛知県感染症予防計画に即して、岡崎市感染症予防計画を法第10条第14項に基づき定める。

### 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（3年に1回中間見直し）

### 岡崎市感染症予防計画の章立て

第1	岡崎市感染症予防計画の基本理念
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第5	<b>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項（※）</b>
第6	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第8	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第9	<b>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項（※）</b>
第10	<b>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項（※）</b>
第11	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
第12	その他感染症の予防の推進に関する重要事項

※：数値目標を盛り込む章

### 岡崎市感染症予防計画に盛り込む数値目標

新たな感染症の発生及びまん延に備えた体制を構築するため、具体的な数値目標を定める。数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値での設定を目指す。



#### (1) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

##### 検査の実施能力に関する目標数値

	目標値	
	流行初期（発生公表後3か月まで）のうち、公表後1か月以内に立ち上げ	流行初期以降（発生公表後6か月まで）
検査の実施能力（検査機器の数）3台	60件/日	240件/日

（衛生検査部門における検査能力の最大値で設定）



#### (2) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

##### 研修・訓練回数に関する目標数値

対象	目標値
保健所の感染症有事体制の構成人員	研修や訓練の実施または参加の回数：年1回以上

（基本指針に即し設定）



#### (3) 感染症の予防に関する保健所の体制に関する事項

##### 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

目標値	
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講数）
213人	5人

（流行開始から1か月間に想定される業務量に対応するため、新型コロナウイルス対応における体制の最大値であった第6波時の実績に基づき設定）